

# 早稲田大学相模原稲門会会則

2002年(平成14年)4月2日全面改訂

2010年(平成21年)一部改正

2014年(平成26年)一部改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、早稲田大学相模原稲門会と称する。

(目的)

第2条 本会は、早稲田大学建学の主旨と校友の友愛相互の精神に則り、相互の親睦向上を図り母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は相模原市内において会長が指定した会計担当の住所とする。

(会員の資格)

第4条 本会員の資格は早稲田大学の校友(早稲田大学校友会規則の会員)で、第2条の目的に賛同し、相模原市内に在住又は在勤するものとする。但し、他の地区の居住者で入会を希望する校友は三役会の承認を得て会員となることが出来る。

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一、会員の親睦事業
- 二、機関誌の発行
- 三、講演会などの会員の生涯学習
- 四、母校との連絡連携、助成及び神奈川県内の校友会、稲門会との友好親善
- 五、その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 役員

(役員構成)

第6条 本会には次の役員を置く。

- 一、会長 1名
- 二、副会長 若干名
- 三、幹事長 1名
- 四、副幹事長 若干名
- 五、幹事 数名

(役員職務)

第7条 役員職務は次の通りとする。

- 一、会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 二、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。職務代行者は副会長の互選とする。
- 三、幹事長は会長の指示により会務の執行を行う。
- 四、副幹事長は幹事長を補佐して会務の執行を行う。
- 五、幹事は会務に関わる審議を行い執行する。

(役員選出方法)

第8条 役員は次の方法により選出する。

- 一、会長は総会において選出される。
- 二、会長は副会長、幹事長、副幹事長及び幹事を任命する。但し、会長は役員会の議を経て前号の役員を罷免することが出来る。

(役員任期)

第9条 第6条の定める役員任期は2年とする。但し重任を妨げない。

## 第3章 総会

(定時総会)

第10条 定時総会は毎事業年度(4月1日より翌3月31日まで)終了の日から2か月以内に開催する。

2 定時総会における審議事項は前年度の事業及び決算報告、本年度の事業計画及び予算の他、会則及び規定の変更等重要な事項。

(臨時総会)

第11条 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の30名以上が議題を示して要求があったときは会長は招集しなければならない。

(総会招集の方法)

第12条 総会は会長が招集する。総会の招集通知は会日の14日前までに会員に対して会議の場所、時間及び議題

を記載した書面を発ししなければならない。

(総会の決議)

第13条 総会の決議は本会則で別に定める場合を除いて出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決める。

2 総会の運営に関しては本会則に定める他は別に定める総会運営規程による。

## 第4章 会議

(三役会)

第14条 会長は必要に応じて三役会を招集する。三役会には会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって構成する。三役会は総会の決議事項を除いた全ての事項を審議して執行する。

(役員会)

第15条 会長は必要に応じて役員会を招集する。役員会は第6条の全役員をもって構成する。役員会は会長が定めた議題に関して審議して執行する。

## 第5章 その他

(監査役)

第16条 本会に監査役を2名置く。監査役は総会で選出される。監査役の任期は2年とする。

(顧問等)

第17条 本会には名誉会長、顧問、相談役、参与等を置くことができる。会長は役員会の議を経てこれらの職を委嘱する。

(費用)

第18条 本会の費用は会費、寄付金及び広告料等をもって支弁する。

(会費)

第19条 会費は年額1口3,000円とし、その変更は総会で定める。本会の会計に関する事項は別に定める会計規定による。

(規則の改廃)

第20条 本会則の変更は総会における出席者の3分の2以上の同意を必要とする。本会則が定める規定は総会の出席者の過半数の同意を要する。

付則 本会則は第8条及び第18条を除いて2002年の定時総会の日から施行する。

## 総会運営規定

(規定の根拠)

第1条 規定は会則第13条に基づき、総会の運営に関する事項について定めるものである。

(議長)

第2条 会長は総会の議長を指名することが出来る。

(書記及び議事録署名人)

第3条 議長は総会の開始に際し書記1名及び議事録署名人1名を指名する。

## 会計規定

(規定の根拠)

第1条 この規定は会則第13条に基づき、本会の会計に関する事項について定めるものである。

(目的)

第2条 本会の会計は正確で明瞭な経理を行わなければならない。

(担当者)

第3条 会長は役員の中から会計の担当者を指名する。

(会計業務)

第4条 会計担当役員は会計処理の原則に従い伝票、帳簿及び試算表を作成して会計処理を行う。

2 会計担当役員は定時総会の前に監査役の監査を受けなければならない。

3 会計担当役員は定時総会に会計報告をしなければならない。

4 会計担当役員は振替口座の管理を行う。